ライフカード株式会社 御中
東京都港区芝2-31-19 〒105-0014
バンザイビル
登録番号 関東財務局長(4)第01481号

ライフあんしんプラス審査申込書
(家賃会員・ライフカード審査申込書)

提携保証会社
あんしん保証株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー9階
TEL：0570-039-440 FAX：0570-025-440
＊上記ナビダイヤルは、大阪市北区に着信し、着信地までの通信料はお客さまのご負担となります。
固定端末からのTEL･FAXご利用の場合は、最大で22.5秒ごとに10円(税別)通信料がお客さまのご負担となります。

私(申込者)は、別紙「個人情報の取り扱いに関する同意約款」、「カード会員規約(要約)」及び「反社会的勢力の排除(要約)」に同意のうえ、ライフあんしんプラス(家賃会員・ライフカード)の審査申込みをいたします。私(申込者)は、ライフカード株式会社があんしん保証株式会社に対し、与信を目的としてライフカードの発行可否情報を提供することに同意します。

フリガナも必ずご記入ください。

外国籍の方は、本人確認書類通りにご記入ください。

同居、別居にかかわらず、お申込者の収入で生活されている人数(本人含む)をご選択ください。ご本人に収入のない専業主婦(主夫)や学生の方はその他をご選択ください。

派遣の場合は、派遣先をご記入ください。

代筆不可・代筆発覚時は契約無効となります。

ライフカード会員番号	4 2 2 0 0 1
家賃会員番号	9 8 7 6 0 1
申込区分	◌新規 既存：◌物件移動 ◌物件追加
申込年月日	20 年 月 日

お申込者

自署	フリガナ
性別	①男 ②女
生年月日	③昭和 ④平成 年 月 日
居住年数	年 か月
電話	自宅 呼出(様方) 無し ( ) －
携帯	( ) －
申込時住所	フリガナ 〒 －
転居理由	結婚・転勤・転職・就学・就職・独立・住替・更新・代理契約・その他( )
ご住居	①自己所有 ②家族所有 ③社宅 ④公営住宅 ⑤賃貸マンション ⑥借家 ⑦アパート ⑧寮・下宿 ⓪その他
ご家族	結婚 ①既婚(共働き) ②既婚(共働きでない) ③独身 本人含む同居家族( )人
生計同一の家族	①1人 ②2人 ③3人 ④4人以上 ⑨その他
住宅ローン支払い(ご本人または配偶者)	①有 ②無
家賃支払い(ご本人または配偶者)	①有 ②無

お勤め先

名称(自営商号)	フリガナ
営業内容	
所属部課	
役職名	
所在地(自営場所)	フリガナ 〒 －
勤続年数	年 か月
電話	( ) － 内線( )
ご職業	①お勤めの方]→ⓐ正社員 ⓑ公務員 ⓒ契約社員 ⓓ派遣社員 ②自営の方 ③学生の方]→ⓐ高校卒業予定者 ⓑ専門・大学生 ④パート・アルバイトの方 ⑤失業保険受給者の方 ⑥生活保護受給の方 ⑦上記以外の方]→ⓐ無職 ⓑ自由業 ⓒ年金 ⓓ主婦 ⓔその他( )

カード発行に必要となりますので必ずご記入ください

お借入の状況	※住宅ローンはのぞく 無 有 万円
年収(税込)	万円

●年金収入の方は年金収入額をご記入ください。
●学生の方はアルバイト年収をご記入ください。

キャッシング利用ご希望枠 ※お申込者ご本人に収入のない方は、キャッシングサービスのお申込みはいただけません。
●キャッシング取引を行う目的は生計費融資に限ります。

☐ ワイドタイプ(50万円) ☐ レギュラータイプ(30万円) ☐ スモールタイプ(20万円)

キャッシングサービス利用・返済に関する書面送付を「利用・返済の都度受ける方式」とされる場合は、ここにチェックしてください。 ⇒ ☐

ショッピング取引を行う目的 ①生計費決済 ②事業費決済 ③生計費決済及び事業費決済
●日常のお買い物にご利用の場合、①をご選択ください。

未成年の方 ●お申込者が未成年の方は、親権者の同意が必要です。

親権者同意欄	
自署	フリガナ
電話	( ) －
続柄	

私は、本書面により申込者が本申込みを行うことについて親権者として同意します。また、記入内容が親権者同意の情報として貴社に登録されることに同意します。

緊急連絡先(本人・同居人以外の身内の方)

氏名	フリガナ
電話	自宅 ( ) －
携帯	( ) －
申込者との続柄	
年齢	歳
現住所	フリガナ 〒 －
連絡可能時間	午前 午後 時～ 時頃

※緊急連絡先には、本人・同居人以外の身内の方。審査時にあんしん保証社より確認のお電話をさせていただきます。

新住所

物件名	フリガナ (号室)
物件住所	フリガナ 〒 －
入居予定者	①お申込者(および家族等)( ) ②お申込者以外( )
物件区分	◌住居 ◌店舗

【お申込者の方へ】本申込書は正式契約前の審査申込書です。審査結果は上記管理会社・仲介会社へ通知いたします。当社が契約を承諾する場合は別途正式な契約手続きが必要となります。本審査申込書の記入内容と後日提出していただく申込書や確認資料等の内容が相違している場合や、お客様の状況が変化している場合は、本申込みや審査の如何にかかわらず、ご要望に添えない場合もございます。

【お申込み上の注意】お申込みの際は別紙記載のカード会員規約(要約)をよく読んでから十分納得したうえでお客様が自署してください。キャッシング利用ご希望枠を選択しない場合、キャッシングサービスはご利用いただけません。なお、審査の結果ご入会いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

賃貸借・支払委託契約内容／月額賃料等・保証料(円)

項目	金額
①賃料	
②共益費・管理費等	
③駐車場使用料等	
④	
⑤	
⑥小計(①＋②＋③＋④＋⑤)	
⑦ライフカード保証料(⑥× **** %)	￥880
⑧合計(⑥＋⑦)	
⑨水道・ガス料金等	料金支払先からの通知による額
⑩⑨に関するライフカード保証料	⑨×⑦と同じライフカード保証料率
毎月支払総額	⑧ ＋ ⑨ ＋ ⑩
あんしん保証料(⑥× 50 %)	

キャッシングサービス利用･返済に関する書面は、「利用･返済の都度送付を受ける方式」か、「1か月の取引状況(1日から末日までの貸付け及び弁済の状況)をまとめて送付を受ける方式(マンスリーステートメント方式)」かを任意に選択できるものとしますが、左記のキャッシング利用･返済に関する書面送付欄で利用･返済の都度送付を受ける方式の選択をされない場合、マンスリーステートメント方式による送付にご同意いただいたものとさせていただきます。なお、マンスリーステートメント方式の場合、キャッシングサービスの利用･返済の際には記載事項を簡素化した書面を交付させていただくことについてもご同意いただいたものとさせていただきます。

本人確認記録

写真付
Ⓐ運転免許証等(番号)
Ⓚパスポート(番号)
Ⓛ特別永住者証明書・在留カード (番号)
Ⓩ個人番号(マイナンバー)カード 発行市区町村( )(20 年 月 日まで有効)
Ⓩ住民基本台帳カード 発行市区町村( )

写真無(2点確認)
Ⓑ国民健康保険証 (保険者 記号 番号)
Ⓒ社会保険証他 (発行者 記号 番号)
Ⓩ国民年金手帳(交付年月日)
Ⓩその他( )(番号等)

申込住所と確認書類住所が不一致のとき⇒ 不一致

補完資料	Ⓩその他( )
確認日	20 年 月 日 時 分
ご本人確認者氏名	上記書類の原本を確認しました。(姓) (名)

カード提携契約番号(VBL)	2 2 7 7 1 0 0 1 0 8 2
カード提携契約番号(VB)	2 2 7 7 1 0 0 1 0 9 0
家賃会員提携契約番号	3 3 8 7 6 8 0 1 0 1 1

管理会社
三つ葉不動産開発株式会社
TEL:011-867-0790 FAX:011-867-0791
【あんしん 東日本営業課 札幌支店】
担当者氏名

仲介会社
提携保証会社からのお問合せは上記管理会社になります。
名称
TEL 氏名

申込住所と本人確認書類のご住所が不一致の場合は、公共料金の「領収書」もしくは、「住民票」をご用意ください。

本申込みに関する必要事項にご記入いただけない場合、また虚偽の表明・確約をされた場合は、本申込みをお断りすることがあります。
なお、審査の結果、収入額を証明する書類が必要となる場合があります。

LAP-1
2020年3月 改定版

個人情報の取り扱いに関する同意約款

第１条　（個人情報の収集・利用・保有）

(1) 入会申込者 (以下「申込者」という) 及び会員 (以下「会員」という) は、ライフカード株式会社 (以下「当社」という) に対する申込み (申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という) を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報 (これらを総称して「個人情報」という) を当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項 (以下「本約款」という) により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、利用確認、会員へのご利用代金のお支払等のご案内 (支払遅延時の請求を含みます) をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報 (入会申込書の写し・残高通知書等) を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること及び途上与信を含むものとします。

①当社所定の申込書に申込者及び会員が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先 (お勤め先内容)、家族構成、住居状況等の属性に関する情報 (本契約締結後に当社が申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)。②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金または弁済金 (支払額)、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報。③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員との取引に関する情報。④本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。⑤本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報 (以下「本人確認情報」という) または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。⑥会員が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上与信を通じて得られた情報。⑦お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報。⑧官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。

(2)申込者及び会員は、平成 23 年 7 月 1 日付けで株式会社ライフが当社を承継会社として吸収分割を行った後アイフル株式会社に吸収合併されたことに伴い、申込者及び会員と株式会社ライフとの間の取引に関しアイフル株式会社が保有している個人情報 (アイフル株式会社が株式会社ライフを吸収合併した後において申込者及び会員から通知を受ける等により知った変更情報を含む) についてアイフル株式会社から提供を受けて当社が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は(1)に準じるものとします。

(3)会員は、当社と本契約に定める加盟店 (以下「加盟店」という) が本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、(1)①～③の個人情報を利用することに同意するものとします。

(4)当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード (以下「提携カード」という) を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業 (その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という) が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で (1)①②の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

(5)当社が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報 (当社が当該申込みを否決した場合) 及び本契約が終了し、または会員が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第２条　（個人情報の利用）

会員は、当社が下記の目的のために第 1 条 (1)①②の個人情報を利用することに同意します。

①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。②当社の事業における市場調査、商品開発。③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業 (クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、集金代行事業、 生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営　業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ (http://www.lifecard.co.jp) でお知らせしております。

第３条　（個人信用情報機関への登録・利用）

(1)当社が加盟する個人信用情報機関 (個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者) 及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者、会員及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には、申込者及び会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2)申込者及び会員の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込者及び会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー (CIC)

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後５年以内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後５年間

株式会社日本信用情報機構 (JICC)

登録情報	登録期間
①本申込みに基づく個人情報（本人を特定する情報ならびに申込日及び申込商品種別等の情報）	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月以内
②本契約に基づく個人情報のうち本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
③契約内容及び返済状況に関する情報	契約継続中及び契約終了後５年以内
④取引事実に関する情報	契約継続中及び契約終了後５年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から１年以内）

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー (CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375　東京都新宿区西新宿 1-23-7　新宿ファーストウエスト 15F
フリーダイヤル 0120-810-414
https://www.cic.co.jp
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構 (JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒110-0014　東京都台東区北上野1-10-14　住友不動産上野ビル5号館
TEL.0570-055-955
https://www.jicc.co.jp

(4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

①【CIC・JICC の提携個人信用情報機関】
全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216　東京都千代田区丸の内 1-3-1
TEL.(03)3214-5020
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②CICとJICCとは互いに提携する個人信用情報機関です。

(5)上記 (3) に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー (CIC)
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報となります。

②株式会社日本信用情報機構 (JICC)
本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、申込情報 (申込日及び申込商品種別等)、契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、及び取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等) となります。

第４条　（個人情報の提供・利用）

(1) 会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第 2 条に記載の各目的 (この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます) のため、当社が第 1 条 (1)①②の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。

(2) 申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業が ID カード・現金ポイントカード等 (以下「ID カード等」という) の発行を行うときは、提携先企業による ID カード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報及び第 1 条 (1)①の個人情報のうち ID カード等の発行に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。

(3)上記 (1) の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から 10 年間とします。上記 (2) の提供期間は、カード契約不成立となった日から 6 か月間とします。

(4) 当社が、本契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第 1 条 (1) の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

第５条　（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)申込者及び会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第 8 条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き (受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等) 詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ (http://www.lifecard.co.jp) でお知らせしております。②個人信用情報機関への開示請求は、第 3 条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第６条　（本約款に不同意の場合）

当社は、申込者が本契約の必要な記載事項 (カード入会申込書の表面で申込者が記載すべき事項) の記載を希望しない場合及び本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本約款第 2 条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第 4 条による提携先企業から商品等の案内を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約を拒否することはないものとします。なお、第 2 条に同意しない場合でも、当社が会員に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第７条　（同意の取消）

本約款第 2 条及び第 4 条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第 2 条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第 4 条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第 6 条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

第８条　（個人情報の取り扱いに関する管理責任者及び問い合わせ等の窓口）

本約款第 1 条 (4) に関する管理責任者は当社となります。また、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております (個人情報管理責任者役職等の詳細は、当社ホームページ (http://www.lifecard.co.jp) をご覧ください)。本約款第 1 条 (4) 並びに個人情報の開示・訂正・削除についての申込者及び会員の個人情報に関するお問い合わせや個人情報の利用・提供の中止、その他のご意見の申出は、下記のセンターにお願いします。

カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20　〒225-0014

TEL.(045)914-7003(受付窓口 / インフォメーションセンター)

第９条　(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第 1 条及び第 3 条 (2) に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 10 条　(約款の変更)

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

反社会的勢力の排除 (要約)

1　お申込者及び会員は、現在次のいずれにも該当しないことを表明します。また将来にわたっても次のいずれにも該当しないことを確約します。

①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標ぼうゴロ。⑦特殊知能暴力団等。⑧前各号に掲げる者の共生者。⑨その他前各号に準ずる者。

2　お申込者及び会員は、自らまたは第三者を利用して次に該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的要求行為。②法的責任を超えた不当な要求行為。③脅迫的な言動、暴力を用いる行為。④当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

3　虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社はカードの使用を停止し、会員の資格を取消すことができます。

カード会員規約 (要約)

1　(会員及び家族会員)

会員は、家族会員が利用したカード利用代金についてもお支払いの責任があります。

2　(カードの貸与)

カードは当社が貸与した会員本人のみが利用できます。他人に貸す、譲る、カード情報を教える、質入れすることはできません。

3　(有効期限)

カードの有効期限はカードに表示し、当社が認めた場合は更新カードを送付するものとします。

4　(年会費)

カード年会費は、毎年当社指定月にお支払いいただきます。また年会費の返金はいたしません。

5　(暗証番号)

暗証番号は、他人に知られないようご注意ください。当社より暗証番号をお聞きすることはありません。

6　(費用の負担)

カード利用代金のお支払いに必要な費用、当社の提携する金融機関等のATMでカードキャッシングご利用の際のATM利用料、カード紛失・盗難の際のカード再発行手数料などは会員負担となります。

7　(カードの紛失・盗難等)

カードの紛失・盗難の場合速やかに当社に連絡し、最寄りの警察に届け出てください。また、当社所定の届出書を提出してください。

8　(脱会・カードの使用停止)

カードを脱会する場合は当社の指示に従ってください。また、会員規約に違反した場合、または当社が会員として不適格と判断した場合は、カードの使用を停止しカードを返却していただきます。

9　(期限の利益喪失)

カードショッピングの利用代金のお支払いを遅滞し、当社より 20 日以上の期間を定めて書面で請求されたにもかかわらずお支払いのないとき、またはキャッシングのお支払いのうち元本もしくは利息制限法所定の制限利率を超えない範囲の利息のお支払いを 1 回でも遅滞したときは、残金を一括してお支払いいただきます。

10　(届出事項の変更)

氏名・住所・指定振替口座の変更は、速やかに当社へご連絡ください。

11　(支払停止の抗弁)

商品の引渡しがない場合や商品に欠陥がある場合等の事由が生じたときには、その商品等についてのお支払いを停止できる場合があります。加盟店と交渉し問題が解決しない場合は当社にご連絡ください。

12　(住民票取得等の同意)

お申込者及び会員は、ご入会審査、与信管理のため、当社が必要に応じ、お申込者または会員の住民票等を当社が取得し利用することに同意していただきます。なお、会員は、当社が住民票等の取得に際し、入会申込書の写し、お支払状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに同意していただきます。

[相談窓口]

1　商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。

2　本規約についてのお問い合わせ、ご相談、ご意見、苦情及び支払停止の抗弁については当社にご連絡ください。

〔当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関〕

日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
東京都港区高輪 3-19-15　〒108-0074　TEL.03-5739-3861

ライフカード株式会社
東京都港区芝 2-31-19　バンザイビル　〒105-0014
カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20　〒225-0014
登録番号　関東財務局長(4)第01481号
TEL.(045)914-7003(受付窓口／インフォメーションセンター)

貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。
日本貸金業協会会員　第 005681 号

返済等でお悩みの方は日本貸金業協会［相談・苦情受付窓口］
0570-051-051(9:00 ～ 17:00 休 / 土、日、祝、年末年始)

カードショッピングのご案内

1 (お支払方法・手数料)

●ライフカード加盟店の場合
1 回払い、回数指定分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い

●Visa 加盟店の場合
国内では…1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い
海外では…1 回払い、リボルビング払い

◇包括信用購入あっせんの手数料（以下単に「手数料」といいます。）
◇リボルビング払いを除く手数料率

お支払回数（回）	1	2		3	5	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括払い
お支払期間(か月)	1	2		3	5	6	10	12	15	18	20	24	2～6
手数料の利率（実質年率・%）	0	A	B	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	14.9	0
		0	10.0										
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	0	0	1.26	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	12.24	13.6	16.32	0

◇リボルビング払いの手数料率……実質年率：15.0%(実質月利：1.25%)
＊初回のリボルビング払いの手数料は利用の翌日からの日数にかかわらず1か月分とします。
◆一部の加盟店では上記お支払方法、手数料率と異なる場合があります。
◆手数料率は金融情勢等の変動により変更する場合があります。
●お支払例＜ご利用金額 10 万円、10 回払いの場合＞
・手数料…… 100,000 円 ×6.8 円 ÷100 円=6,800 円
・お支払総額…… 100,000 円+6,800 円=106,800 円
・初回分割お支払金額……10,600 円+800 円=11,400 円
2 回目以降分割お支払金額…… 10,600 円
(分割お支払金額は 100 円単位とし端数は初回分割お支払金額に算入します。)
●お支払例＜ご利用残高 10 万円、リボルビング払いの場合＞
・弁済金 (お支払金額)……10,000 円
・手数料充当額…… 100,000 円 ×1.25%(実質月利)=1,250 円
・元本充当額……10,000 円−1,250 円=8,750 円
◇リボルビング払いの月々の弁済金 (お支払金額)

ご利用残高 (国内、国外利用分の合計)	弁済金 (お支払金額)	ご利用残高 (国内、国外利用分の合計)	弁済金 (お支払金額)
1 円～ 5 万円	～ 5,000 円	10 万円超～ 15 万円	15,000 円
5 万円超～ 10 万円	10,000 円	15 万円超～ 20 万円	20,000 円

＊ただし、ご利用残高が 20 万円を超える場合、ご利用残高 5 万円当たり 5,000 円単位で弁済金 (お支払金額) の増額となります。

2　(締切日・支払日)

毎月 5 日に締切り、その月のお支払日 (口座振替の手続きが完了した以降は、指定金融機関の振替日で、毎月 3 日、26 日、27 日、28 日、29 日。お支払日が毎月 3 日の場合は翌月 3 日) に、口座振替でお支払いいただきます。また、お支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

3　(遅延損害金)

(1) お支払回数が 1 回払い以外で、商品、役務、割賦販売法に定める指定権利に関する取引の場合は、お支払金額に対して実質年率 14.6%を乗じた額と、残金の全額に対して法定利率を乗じた額のいずれか低い額とします。
(2) リボルビング払い、お支払回数が 1 回払い、または、お支払回数が 1 回払い以外でも割賦販売法に定めのない権利に関する取引の場合は、お支払金額に対して実質年率 14.6%を乗じた額とします。

カードキャッシングのご案内

1　(お支払方法・利息)

・翌月一括払い (残債方式)・・・・・・・・・・・・・・・実質年率 :18.0%
・リボルビング払い (残高スライド元利定額方式)・・・・・・実質年率 :18.0%
＊ただし、カードキャッシングの 1 回のご利用金額が 100 万円以上の場合、または、当社における融資ご利用残元金とカードキャッシングご利用金額の合計が 100 万円以上の場合は、当該カードキャッシングご利用分については、実質年率 15.0% が適用されます。
◆利息の利率は金融情勢等の変動により変更する場合があります。

2　(リボルビング払いの月々のお支払額)

前月末残債務額	お 支 払 額	前月末残債務額	お 支 払 額
1 円～ 20 万円	～ 10,000 円	20 万円超～ 40 万円	20,000 円

＊ただし、前月末残債務額が 40 万円を超える場合、前月末残債務額 20 万円当たり 10,000 円単位でお支払額の増額となります。

3　(返済期間／返済回数)

・翌月一括払い…26 日～ 67 日／ 1 回
・リボルビング払い…(融資利率 18.0%で50万円借入を行った場合)41 か月／ 41 回
(融資利率 15.0%で200万円借入を行った場合)70 か月／ 70 回
＊返済期間、返済回数はご利用残高及びお支払方法に応じ、元金と利息を完済するまでの期間、回数となります。なお、ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、ご利用残高が変動するため、返済期間、返済回数も変更となります。

4　(締切日・支払日)

毎月末日に締切り、翌月のお支払日 (口座振替の手続きが完了した以降は、指定金融機関の振替日で、毎月 3 日、26 日、27 日、28 日、29 日。お支払日が毎月 3 日の場合は翌々月 3 日) に、口座振替でお支払いいただきます。また、お支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

5　(遅延損害金)

実質年率 20.0%とします。

【賃貸保証委託契約】

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と賃貸借契約上の賃借人兼保険契約並びに電気需給契約、ガス利用契約上の契約者（以下、乙という）は、乙が管理会社(以下、加盟店という)または賃貸人と締結する表記記載物件に係る建物賃貸借契約（以下、賃貸借契約という）に基づく乙の賃貸人に対する債務およびライフカード株式会社（以下、ライフカードという）が承諾した家賃会員規約（以下、家賃会員規約という）に基づく乙のライフカードに対する債務、乙と表記記載の電力供給会社（以下、小売電気事業者という）が締結する表記記載物件に関する電気需給契約（以下、電気需給契約という）に基づく乙の小売電気事業者に対する債務、乙と表記記載の保険会社（以下、保険会社という）が締結する表記記載物件に関する保険契約（以下、保険契約という）に基づく乙の保険会社に対する債務、並びに乙と表記記載のガス供給会社（以下、ガス事業者という）が締結する表記記載物件に関する都市ガス利用契約またはＬＰガス利用契約（以下、総称してガス利用契約という）に基づく乙のガス事業者に対する債務に関し、賃貸保証委託契約（以下、本契約という）を締結し、以下のとおり合意します。

第１条（契約の成立）

本契約は、乙が加盟店において所定の申し込み用紙に記入のうえ、加盟店からの申し込みを甲が承諾したときに成立します。その後、乙は、本契約書を加盟店に提出し、加盟店から甲に交付のうえ、加盟店と乙が交わした賃貸借契約の開始日を本契約の開始日とします。ただし、加盟店が本取引を開始するためには、甲所定の手続きが必要になります。なお、本契約を更新する際にも、同様の手続きが必要となります。

第２条（再保証および保証の範囲）

１．甲は、賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務および家賃会員規約に基づく乙のライフカードに対する債務、乙の電気需給契約に基づく小売電気事業者に対する債務、乙の保険契約に基づく保険会社に対する債務並びに乙のガス利用契約に基づくガス事業者に対する債務のうち、下記のいずれかに該当するものについて乙と連帯して第４条記載の再保証をするものとし、ライフカードに保証債務を履行するものとします。なお、下記に定めた保証範囲のうち対象となる保証債務以外は全て対象外とします。ただし、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者、賃貸人または賃貸人の代理人となる加盟店と甲との間の保証契約書記載の保証の範囲と下記保証の範囲が異なる場合は、保証契約書記載の保証の範囲において保証するものとします。

保証範囲			
取扱対象物件		居住用住宅・事務所 （居住仕様ビルに限る）	店舗・事務所 （オフィス・店舗仕様ビル）
保証期間		明渡し完了まで無制限	滞納６ヶ月分までを限度とする。
保証項目		家賃、共益費、駐車場料金、町会費の合計（以下、月額賃料等という。）	
水道光熱費		全額保証	対象外
残置物処理費用		全額保証	対象外
明渡し交渉		対象	対象外
明渡し訴訟費用		全額保証	対象外
明渡し遅延損害金		１ヶ月につき月額賃料等相当額とする	対象外
賃貸借契約に基づく賃借人が支払うべき費用	早期解約違約金	早期解約違約金は、入居１年未満は賃料の２ヶ月分、入居１年以上２年未満は賃料の１ヶ月分を限度として保証。以外は免責とする。	対象外
	原状回復費用	賃貸人および甲が債務名義を取得できない原状回復費用は免責とする。	対象外
	更新料	全額保証	対象外
家賃会員規約に基づく利用代金		全額保証	対象
電気需給契約に基づく電気料金		全額保証	対象外
保険契約に基づく保険料		全額保証	対象外
ガス利用契約に基づくガス料金		全額保証	対象外

（注１）賃貸人が乙に対して一定期間賃料の支払いを免除した場合（フリーレント）、その期間の賃料は保証対象外とします。
（注２）戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害は免責とします。
（注３）火災、ガス爆発、自殺等賃借人の故意・過失行為によって生じた損害は免責とします。
（注４）賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したときは免責とします。

２．①賃貸借契約上の賃借人並びに保険契約、電気需給契約、ガス利用契約上の契約者として、乙の氏名が記載されていなかったときは、甲は前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。
②表記記載物件（保証対象物件）の入居者（以下、入居者という）に変更が生じたとき、乙が甲に入居者の変更を通知し、それに対して甲の書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。
③乙の甲に対する債務の保証人が乙の代表者である場合、その代表者の変更が生じたとき、乙が甲に代表者の変更を通知し、それに対する甲の書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

第３条（あんしん保証料）

１．乙は、入居時および更新時に表記の保証料欄ＡまたはＢ記載の保証料を甲に支払うものとします。なお、水道光熱費が毎月ごとに変動する場合は、入居時および更新時に加盟店または賃貸人が定める「みなし水道光熱費（実績）金額」に基づく金額を、月額賃料等に加算した金額に対し、表記の保証料欄ＡまたはＢ記載の保証料率を乗じた金額を、乙は甲に支払うことに予め同意します。
２．乙は、乙がライフカードから賃貸保証委託契約を解除され、甲が家賃会員規約に基づく利用代金の債務についてライフカードに代位弁済の履行を行った場合、前項のあんしん保証料とは別に表記のあんしん保証料欄Ｃ記載の金額、もしくは前条保証内容の請求額に表記のあんしん保証料欄Ｃ記載の保証料率を乗じた金額を月額あんしん保証料として甲に支払うことに予め同意します。
３．乙は、保証料が税制等の改正および経済情勢等の変動により変更されることに異議申し立てをしません。
４．乙は、甲に対し、賃貸借物件を明け渡すまで、引き続き本条に定める保証料を支払うことに予め同意します。
５．甲は、乙から徴収したあんしん保証料の返金については理由の如何を問わず一切いたしません。

第４条（再保証債務履行による代位弁済）

１．甲は乙が賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務、乙の電気受給契約に基づく小売電気事業者、ガス利用契約に基づくガス事業者に対する債務並びに乙の保険契約に基づく保険会社に対する債務の全部または一部を遅延したため、ライフカードが乙に対して有していた一切の権利が承継されることに異議申し立てをしません。
２．甲は賃貸借契約に基づく債務を弁済した場合は、乙に対して求償権を行使することができるものとします。

第５条（求償権および督促費用）

１．甲が、ライフカードまたは賃貸人、小売電気事業者、ガス事業者、保険会社に再保証債務または保証債務を履行したときは、甲は乙に対し求償金を行使することができ、乙は、甲に対してその保証債務額、保証債務履行に要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年１４．６％の割合による遅延損害金（年３６５日の日割り計算による）を支払うものとします。なお、支払日、支払方法は立替払委託契約に定める期日に従うものとし、遅延損害金の割合等について、乙は甲に対し異議申し立てをしません。
２．甲が前項の保証等の履行を行った場合、乙は甲に対し甲がライフカードに履行した再保証債務をただちに支払うものとします。以降、毎月、甲が賃貸人に履行した保証債務を前期第３条２項のあんしん保証料とあわせて当月末までに甲指定の口座に支払うものとします。
３．乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。
４．乙が甲に対する求償金の支払を怠った場合は、前々項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として５００円（消費税別）を支払うものとします。

第６条（返済金の充当順序）

乙の返済した金額が本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、乙に対する何等の通知なく甲が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても乙は甲に対し異議申し立てをしません。

第７条（保証委託契約の更新）

１．本契約の更新は、本契約の開始日から表記保証委託契約年数毎に行うものとします。
２．甲は、本契約の更新を不相当とする事由が認められた場合には、更新を拒絶することができます。ただし、甲は乙に対し書面にて期間満了日の１ヶ月前迄に書面にて告知するものとします。

第８条（事前求償権の行使）

乙が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、甲は保証等債務の履行前であっても乙に対して事前に求償権を行使できるものとし、乙は甲に対し異議申し立てをしません。
（１）月額賃料等、電気料金、保険料等の支払いをライフカードに遅滞したとき。
（２）差押、破産、民事再生、会社更生、競売もしくは強制執行の申し立てがあったとき。または清算にはいったとき。
（３） 乙の所在が不明になったとき。
（４） 前各号のほか甲が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたと判断したとき。

第９条（代物弁済予約）

賃貸借契約終了時に、乙の甲に対する未払債務が存在するときは、甲が、本物件に放置された残置物につき、その価格相当額を上記未払債務の弁済に充てることに乙は予め同意し、乙は甲に対し異議申し立てをしません。但し、乙と入居者が異なる場合は、乙は、入居者から代物弁済予約について、同意を取り付けたうえで行うものとします。

第１０条（所有権の放棄）

本物件の明渡しが成立した場合、乙は、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を甲に対し、譲渡することに予め同意します。但し、第９条の代物弁済の対象物は除外します。また、乙と入居者が異なる場合は、乙は、入居者から所有権の放棄について、同意を取り付けたうえで行うものとします。

第１１条（集合物譲渡担保）

乙は、甲が乙に代わり賃貸借契約に基づく債務を弁済した場合に生じる求償債権の担保のため、本物件内に存在している一切の動産の所有権を甲に移転し、占有改定の方法により引き渡すことに乙は予め同意し、乙は甲に対し異議申し立てをしません。但し、乙と入居者が異なる場合は、乙は、入居者から集合物譲渡担保について、同意を取り付けたうえで行うものとします。

第１２条（物件の立ち入り）

甲および賃貸人およびその物件を管理する加盟店は、法令上認められている場合や賃借人の承諾がある場合等の正当な事由がある場合は、賃借人の安否および本物件の利用状況を確認するために本物件の合鍵を借り受け本物件に立ち入ることができます。

第１３条（本契約および賃貸借契約の変更等の届出）

本契約締結後、本契約および賃貸借契約の記載内容に変更が生じたとき、または契約の終了が決定したとき、乙は甲に対しすみやかにその旨およびかかる変更の内容をただちに書面または甲所定の方法で届け出るものとします。変更後届出前に生じた損害について甲は責任を負わないものとします。

第１４条（譲渡担保の承諾）

１．乙は本契約に基づく甲に対する一切の債務を担保するため、賃貸借契約に基づく賃貸人に対する敷金、保証金（その他名称の如何を問わず賃貸借契約の終了に伴い乙に返還される金員、以下「敷金等」という。）等の返還請求権を甲に譲り渡し、甲はこれを譲り受けました。
２．乙は賃貸借契約に基づく敷金等返還請求権につき、甲以外の第三者へ譲渡、質入等の一切の処分を行ってはなりません。
３．本条に従い、甲は賃貸人から敷金等を直接受領し、本契約の債務に充当した後なお残金が存する場合、賃貸人は残金を乙に交付するものとし、乙は充当したことについて異議申し立てをしません。

第１５条（反社会的勢力の排除）

１．乙は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。①暴力団②暴力団員③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等⑥その他前各号に準ずる者。
２．乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。
３．乙に前項、前々項違反の事実があることが判明した場合、甲は乙の賃貸借契約に基づく賃貸人に対する債務および家賃会員規約に基づく乙のライフカードに対する債務について保証する責任を負わないものとします。

第１６条（本物件の明渡し）

乙が以下のいずれかに該当したときは、賃貸借契約を解除し本物件を明け渡さなければなりません。

（１）賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したとき。

（２）暴力団・過激派・テロ組織もしくはこれに類する組織（以下「反社会的集団」という。）に属し、あるいは関係者であることが判明したとき。

（３）本物件、共有部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物を提示または搬入したとしたとき。

（４）反社会的集団に属しあるいは関係者を使用させ、またはこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

（５）乙またはその関係者が本物件、共有部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野または乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

（６）その他、禁制品の保管等の違法行為に本物件を使用したと甲が判断したとき。

第１７条（賃貸借終了時の精算手続き）

賃貸借契約終了時に賃貸人より乙に返還すべき敷金等の金員がある場合において、乙の甲に対する未払債務が存するときは、賃貸人が当該金員を上記未払債務の弁済に充てることを乙は予め同意し、異議申し立てをしません。

第１８条（住民票等の取得同意）

債権保全等の理由で甲が必要と認めた場合、乙は甲が乙の住民票の写し等を取得することに同意し、異議申し立てをしません。

第１９条（特則）

１．甲は法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとします。

（１）乙において甲に対する求償金支払債務に滞納が生じたときに、乙に対し電話、訪問、文書の提示、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと。

２．理由の如何を問わず、賃貸借契約が終了した場合、甲は乙の退去手続きに立ち会うことができるものとします。

第２０条（追加措置）

乙は、本契約の目的を達成するために甲が必要または適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を甲から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して甲に交付するものとします。

第２１条（規定外事項）

甲、乙は、誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項や本契約各条の解釈につき疑義が生じたときは、相互に誠意を以って協議解決するものとします。

第２２条（合意管轄裁判所）

甲と乙は、本契約について紛争が生じた場合、大阪簡易裁判所を訴額に関わらず第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。ただし、乙と賃貸人との間の建物明渡し訴訟と併合された場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【連帯保証契約】

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と、連帯保証人（以下、丙という）は、甲と乙との前記保証委託契約書（以下、本契約という）に基づく債務に関し、以下のとおり合意します。

第１条（連帯保証）

１．丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般およびそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。

２．丙は、乙の連帯保証人として、賃貸人またはライフカード等に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

第２条（合意管轄裁判所）

甲と丙は、本連帯保証契約について紛争が生じた場合、大阪簡易裁判所を、訴額に関わらず第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。ただし、乙と賃貸人との間の建物明渡し訴訟と併合された場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【　お問い合わせ・ご相談窓口　】

本契約及び連帯保証契約（以下、両契約を差し、本契約という）についてのお問い合わせおよびご相談については、下記あんしん保証株式会社にご連絡ください。

〈　本契約についてのお問い合わせ　〉

あんしん保証株式会社　消費者ご相談窓口

〒１４０－０００２ 東京都品川区東品川四丁目１２番４号 品川シーサイドパークタワー９階

電話：０１２０－５６１－４４０　受付時間：９：００～１８：００（土日祝日、当社指定休日は除く）

〈　個人情報の収集・保有・利用・提供に関し同意いただく内容　〉

本契約の申込者（保証委託契約申込法人及び同契約に係る連帯保証人を含む。以下、全員を指し、「申込者」という）は、あんしん保証株式会社（以下、当社という）が、下記記載の各条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第１条（個人情報）

個人情報とは下記記載の各情報をいい、その情報を構成する氏名、住所、電話番号等個人を特定、識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。

① 当社所定の保証委託契約申込書、賃貸保証委託契約書および連帯保証契約書に記載された申込者の商号、会社住所、設立年月日、当期利益、資本金、年商、事業内容、従業員数、決算月、店舗数、氏名、性別、生年月日、現住居状況、居住年数、住所、電話番号、国籍、家族構成、借入状況、同一生計家族人数、住宅ローン支払、家賃支払、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、営業内容、所属部課、役職名、勤続年数、税込年収、連絡可能時間、銀行口座。入居者の氏名、屋号、申込人との関係。申込者の実家住所、実家電話番号。緊急連絡先の氏名、電話番号、申込者との続柄、年齢、住所、連絡可能時間。親権者の氏名、続柄、電話番号、同意確認希望時間。車両所有者の氏名または名称、車両使用者の氏名または名称、初年度登録年月、車台番号、有効期間の満了する日。本契約の申込者が本契約の委託者であることに相違ないことを確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証・健康保険証等に記載された本籍地を含む本人識別情報、賃貸借申込物件の使用目的を確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた登録事項証明等に記載された情報、または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。

② 本契約に関する賃貸借申込物件の住所、物件名、賃料、保険料、電気料金、ガス料金等の契約情報。

③ 本契約の締結後に当社が知りえる賃料、保険料、電気料金、ガス料金に関する支払状況等の取引情報。

④ 当社が知りえた申込者の付属情報並びに特定の個人を識別できる音声録音情報

⑤ 当社が知りえた緊急連絡先等の付属情報。

⑥ 本契約締結後に連絡、通知等を受け知りえた変更情報。

⑦ 申込者の本契約に関する滞納状況。

第２条（個人情報の利用目的について）

申込者は、当社が下記の目的のため第１条の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の個人情報を利用することに同意します。

① 支払能力を調査するため。

② 当社と申込者との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。

③ 当社の与信に係る商品およびサービスのご案内のため。

④ 当社内部における市場調査および分析並びにサービスの研究および開発のため。

⑤ 申込者の所在確認および連絡の返答を得るため。

⑥ その他本件賃貸借保証委託契約に基づく一切の債務履行確保のため。

第３条（個人情報の第三者への提供および取得について）

1. 申込者は、当社が下記の範囲で第１条の各条項の個人情報を第三者に提供および第三者から取得することに同意します。

① 申込者は、提供および取得する第三者の範囲を表記管理会社もしくは管理会社指定の仲介業者および本物件の賃貸人、保険会社並びに小売電気事業者、ガス事業者、甲が指定する収納代行会社、賃借人の同居人および緊急連絡先、緊急連絡先の同居家族、親権者、親権者の同居家族とすることに同意します。

② 申込者は、当社が申込者からの申込みに基づく審査結果を表記管理会社もしくは管理会社指定の仲介業者、保険会社並びに小売電気事業者、ガス事業者および本物件の賃貸人または甲が指定する収納代行会社へ通知することに同意します。審査結果は、審査時点のものであり、契約時点で個人情報に著しい情報の変更や虚偽があった場合、本契約が不成立となっても申込者は異議を申しません。なお、申込者は、当社が、審査結果の判定について、一切開示しないことに同意します。

③ 約款の変更

本約款は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

２．申込者は、前項のほか、当社が下記①、②、③の範囲で個人データを第三者へ提供することにも同意します。なお、申込者が本項に定める第三者提供の停止を希望する場合、当社は遅滞なくこれを停止します。

① 申込者は、提供する第三者の範囲を、アイフル株式会社およびその有価証券報告書に記載されている子会社ならびに公表している提供先（注）とすることに同意します。

② 第三者に提供される情報の内容を、第１条に記載の情報とすることに同意します。

③ 利用する者の利用目的を、第２条に記載の各目的（この場合において、「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます。）のため、並びに、提供する第三者または提供する第三者以外の会社の「会社紹介」「現在または将来取扱う商品およびサービスのご案内」のため、とすることに同意します。

注：「アイフル株式会社の有価証券報告書に記載されている子会社」、「公表している提供先」は、アイフル株式会社のホームページ（http://aiful.jp）で公表しております。

第４条（個人情報の正確性）

当社は、ご提供いただいた個人情報を正確にデータ処理するように努めます。但し、ご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。

第５条（個人情報提供の任意性）

申込者は、本契約の利用目的に限定して必要な個人情報を当社に提供することに同意します。申込者から当社に特定の個人情報を提供いただけない場合、当社が本契約を拒否する場合があることに申込者は同意します。

第６条（本契約の各条項に不同意の場合）

申込者が、本契約の各条項に不同意の場合、申込者は当社が本契約を拒否する場合があることに同意します。

第７条（個人情報の管理）

当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第８条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。申込者は、当社が当該データにつき何らの制限なく利用することに同意します。

第９条（個人情報保護管理責任者、個人情報取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）

１．管理者名：個人情報保護管理　管理部担当取締役　所属部署：あんしん保証株式会社　管理部

連絡先：０３－６６２７－３４４０

２．個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関し、申込者の申出に従いご本人であることを確認させていただいたうえで対応いたします。

申込者の個人情報に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。

申込者の個人情報ご相談窓口電話：０１２０－５６１－４４０

受付時間：９：００～１８：００（土日祝日、当社指定休日は除く）

以上

※当社の「個人情報の取扱に関する宣言（プライバシーステートメント）」は、当社のホームページにより公表しています。

https://anshin-gs.co.jp/

ライフカード株式会社 御中
東京都港区芝 2-31-19　〒105-0014
バンザイビル

提携保証会社
あんしん保証株式会社 **東京都品川区東品川4丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー9階** TEL:0570-039-440　FAX:0570-025-440 家賃債務保証業者　登録番号　国土交通大臣(1)第 11 号 ＊上記ナビダイヤルは、大阪市北区に着信し、着信地までの通信料はお客さまのご負担となります。 固定端末からの TEL・FAX ご利用の場合は、最大で 22.5 秒ごとに10円(税別)通信料がお客さまのご負担となります。

ライフあんしんプラス審査申込書(法人用)

（家賃会員審査申込書）

お申込法人は、別紙「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の内容を承認のうえ、ライフあんしんプラス（家賃会員）の審査申込みをいたします。

家賃会員番号	9 8 7 6 0 1	申込年月日	20　年　月　日

フリガナも必ずご記入ください。

代筆不可・代筆発覚時は契約無効となります。

お申込法人

商号	フリガナ	設立年月	2.大正　3.昭和　4.平成　年　月　日
		営業内容	
所在地	フリガナ　〒　－		
電話番号	（　　）　－		
当期利益	百万円	年商	百万円
資本金	百万円	従業員	人
決算月	月	店舗数	店
代表者（連帯保証人予定者）お名前	フリガナ	性別	1.男　2.女
生年月日	3.昭和　4.平成　年　月　日		
電話	1.自宅 3.呼出（　　）　－	携帯	（　　）　－
勤続年数	年　か月		
ご住所	フリガナ　〒　－	税込年収	万円
ご住居	1.自己所有　2.家族所有　3.社宅　4.公営住宅　5.賃貸マンション　6.借家　7.アパート　8.寮・下宿　0.その他	居住年数	年　か月
ご家族	配偶者　1.有　2.無 本人含む同居家族（　）人 親と（同居・別居）		

入居者

社宅の場合	お名前	フリガナ	お申込法人との関係
テナントの場合	屋号	フリガナ	

賃借物件

物件名	フリガナ　（　　号室）
物件住所	フリガナ　〒　－

賃貸借・支払委託契約内容／月額賃料等・保証料(円)

①賃料	
②共益費・管理費等	
③駐車場使用料等	
④	
⑤	
⑥小計(①+②+③+④+⑤)	
⑦ライフカード保証料(⑥× **** %)	￥880
⑧合計(⑥+⑦)	
⑨水道・ガス料金等	料金支払先からの通知による額
⑩⑨に関するライフカード保証料	⑨×⑦と同じライフカード保証料率
毎月支払総額	⑧　＋　⑨　＋　⑩
賃貸あんしん保証料(⑥× 50 %)	

本人確認記録

法人
A. 登記事項証明書　（番号　　）
Z. その他（　　）（番号　　）

申込所在地と確認書類所在地が不一致のとき 不一致	確認日時	20　年　月　日　時　分	ご本人確認者氏名	上記書類の原本を確認しました　姓　名

取引担当者（代表者）
A. 運転免許証等　（番号　　）
B. 国民健康保険証　（保険者・発行者　　）
C. 社会保険証他　（記号　　番号　　）
K. パスポート　（番号　　）
L. 特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証（番号　　）
Z. 住民基本台帳カード　（都道府県　　有効期限　　）
Z. その他（　　）（番号　　）

申込住所と確認書類住所が不一致のとき 不一致	確認日時	20　年　月　日　時　分	ご本人確認者氏名	上記書類の原本を確認しました　姓　名

申込住所と本人確認書類のご住所が不一致の場合は、公共料金の「領収書もしくは住民票」をご用意ください。

家賃会員提携契約番号	3 3 8 7 6 8 0 1 0 2 9

管理会社

三つ葉不動産開発株式会社

TEL:011-867-0790 FAX:011-867-0791
【あんしん 東日本営業課　札幌支店】

担当者氏名

【お申込法人の方へ】本申込書は正式契約前の審査申込書です。審査結果は右記管理会社・仲介会社へ通知いたします。ライフカード(株)が契約を承諾する場合は別途正式な契約手続きが必要となります。本審査申込書の記入内容と後日提出していただく申込書や確認資料等の内容が相違している場合や、お客様の状況が変化している場合は、本申込みや審査の如何にかかわらず、ご要望に添えない場合もございます。

仲介会社

提携保証会社からのお問合せ先は上記管理会社になります。
名称

TEL　　氏名

お申込法人は個人情報の取り扱いに関する同意約款について同意いたします。

20　　年　　月　　日　　商　号

代表者名

個人情報の取り扱いに関する同意約款

第１条　（個人情報の収集・利用・保有）

(1) 入会申込者（以下、契約締結後も含め「会員」という）及び連帯保証人予定者（以下、連帯保証締結後も含め「連帯保証人」という）は、ライフカード株式会社（以下「当社」という）に対する申込み（申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という）及び連帯保証申込み（申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本連帯保証契約」という）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項（以下「本約款」という）により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、利用確認、会員及び連帯保証人へのご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含む）をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員及び連帯保証人の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること及び途上与信を含むものとします。

①当社所定の申込書に会員が記載した法人名、代表者名、所在地、電話番号等の法人識別情報。②当社所定の申込書に会員及び連帯保証人が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（本契約及び本連帯保証契約締結後に当社が会員及び連帯保証人から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）。③本契約及び本連帯保証契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金または弁済金（支払額）、支払方法、振替口座等、本契約及び本連帯保証契約の内容に関する情報。④本契約及び本連帯保証契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員及び連帯保証人との取引に関する情報。⑤本契約及び本連帯保証契約に関する会員及び連帯保証人の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員及び連帯保証人が申告した会員及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。⑥本契約及び本連帯保証契約の申込者が会員及び連帯保証人に相違ないことを確認するため、会員及び連帯保証人から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報（以下「本人確認情報」という）または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。⑦会員及び連帯保証人が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上与信を通じて得られた情報。⑧お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報。⑨官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。

(2) 会員及び連帯保証人は、平成23年7月1日付けで株式会社ライフが当社を承継会社として吸収分割を行った後アイフル株式会社に吸収合併されたことに伴い、会員及び連帯保証人と株式会社ライフとの間の取引に関しアイフル株式会社が保有している個人情報（アイフル株式会社が株式会社ライフを吸収合併した後において会員及び連帯保証人から通知を受ける等により知った変更情報を含む）についてアイフル株式会社から提供を受けて当社が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は(1)に準じるものとします。

(3) 会員及び連帯保証人は、当社と本契約及び本連帯保証契約に定める加盟店（以下「加盟店」という）が本契約及び本連帯保証契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、(1)①～④の個人情報を利用することに同意するものとします。

(4) 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード（以下「提携カード」という）を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業（その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という）が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で(1)①～③の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

(5) 当社が保有する個人情報には、本申込み及び本連帯保証契約時に会員及び連帯保証人から受領した情報（当社が当該申込みを否決した場合）及び本契約及び本連帯保証契約が終了し、または会員及び連帯保証人が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第２条　（個人情報の利用）

会員及び連帯保証人は、当社が下記の目的のために第1条(1)①～③の個人情報を利用することに同意します。

①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。②当社の事業における市場調査、商品開発。③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、集金代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ（http://www.lifecard.co.jp）でお知らせしております。

第３条　（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員、連帯保証人及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には、会員及び連帯保証人の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 会員及び連帯保証人の本契約及び本連帯保証契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

登録情報	登録期間
①本契約及び本連帯保証契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
②本契約及び本連帯保証契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後５年以内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後５年間

株式会社日本信用情報機構（JICC）

登録情報	登録期間
①本申込みに基づく個人情報（本人を特定する情報ならびに申込日及び申込商品種別等の情報）	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月を超えない期間
②本契約及び本連帯保証契約に基づく個人情報のうち本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
③契約内容及び返済状況に関する情報	契約継続中及び完済日から5年を超えない期間
④取引事実に関する情報	当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約及び本連帯保証契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375　東京都新宿区西新宿1-23-7　新宿ファーストウエスト15F
フリーダイヤル0120-810-414　　http://www.cic.co.jp
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町41-1
フリーダイヤル0120-441-481　　http://www.jicc.co.jp

(4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

①【CIC・JICCの提携個人信用情報機関】
全国銀行個人信用情報センター（KSC）
〒100-8216　東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL.(03)3214-5020　http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②CICとJICCとは互いに提携する個人信用情報機関です。

(5) 上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー（CIC）
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報となります。

②株式会社日本信用情報機構（JICC）
本契約に基づく法人貸付情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等の個人情報を含む、法人識別情報及び貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）及び本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込情報（申込日及び申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）となります。

第４条　（個人情報の提供・利用）

(1) 会員及び連帯保証人は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的（この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます）のため、当社が第1条(1)①～③の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。

(2) 会員及び連帯保証人が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった会員及び連帯保証人を対象に、提携先企業がIDカード・現金ポイントカード等（以下「IDカード等」という）の発行を行うときは、提携先企業によるIDカード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報及び第1条(1)①の個人情報のうちIDカード等の発行に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。

(3) 上記(1)の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約及び本連帯保証契約終了日から10年間とします。上記(2)の提供期間は、カード契約不成立となった日から6か月間とします。

(4) 当社が、本契約及び本連帯保証契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

第５条　（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 会員及び連帯保証人は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第8条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ（http://www.lifecard.co.jp）でお知らせしております。

②個人信用情報機関への開示請求は、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第６条　（本約款に不同意の場合）

当社は、会員及び連帯保証人が本契約及び本連帯保証契約の必要な記載事項（カード入会申込書及び連帯保証契約書の表面で会員及び連帯保証人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約及び本連帯保証契約をお断りすることがあります。ただし、本約款第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約及び本連帯保証契約を拒否することはないものとします。なお、第2条に同意しない場合でも、当社が会員及び連帯保証人に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第７条　（同意の取消）

本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

第８条　（個人情報の取り扱いに関する管理責任者及び問い合わせ等の窓口）

本約款第1条(4)に関する管理責任者は当社となります。また、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております（個人情報管理責任者役職等の詳細は、当社ホームページ（http://www.lifecard.co.jp）をご覧ください）。本約款第1条(4)並びに個人情報の開示・訂正・削除についての会員及び連帯保証人の個人情報に関するお問い合わせは、下記のセンターまでお願いします。

カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西1-3-20　〒225-0014
TEL.(045)914-7003（受付窓口／インフォメーションセンター）

第９条　（本契約及び本連帯保証契約が不成立の場合）

本契約及び本連帯保証契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第１０条　（規約の変更）

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

ただし、第2条、第4条、第7条に関する内容については、審査申込みの場合は適用いたしません。

法人　2015.6.25　7,500(MK)

【賃貸保証委託契約】

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と賃貸借契約上の賃借人兼保険契約並びに電気需給契約、ガス利用契約上の契約者（以下、乙という）は、乙が管理会社(以下、加盟店という)または賃貸人と締結する表記記載物件に係る建物賃貸借契約（以下、賃貸借契約という）に基づく乙の賃貸人に対する債務およびライフカード株式会社（以下、ライフカードという）が承諾した家賃会員規約（以下、家賃会員規約という）に基づく乙のライフカードに対する債務、乙と表記記載の電力供給会社（以下、小売電気事業者という）が締結する表記記載物件に関する電気需給契約（以下、電気需給契約という）に基づく乙の小売電気事業者に対する債務、乙と表記記載の保険会社（以下、保険会社という）が締結する表記記載物件に関する保険契約（以下、保険契約という）に基づく乙の保険会社に対する債務、並びに乙と表記記載のガス供給会社（以下、ガス事業者という）が締結する表記記載物件に関する都市ガス利用契約またはＬＰガス利用契約（以下、総称してガス利用契約という）に基づく乙のガス事業者に対する債務に関し、賃貸保証委託契約（以下、本契約という）を締結し、以下のとおり合意します。

第１条（契約の成立）

本契約は、乙が加盟店において所定の申し込み用紙に記入のうえ、加盟店からの申し込みを甲が承諾したときに成立します。その後、乙は、本契約書を加盟店に提出し、加盟店から甲に交付のうえ、加盟店と乙が交わした賃貸借契約の開始日を本契約の開始日とします。ただし、加盟店が本取引を開始するためには、甲所定の手続きが必要になります。なお、本契約を更新する際にも、同様の手続きが必要となります。

第２条（再保証および保証の範囲）

１．甲は、賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務および家賃会員規約に基づく乙のライフカードに対する債務、乙の電気需給契約に基づく小売電気事業者に対する債務、乙の保険契約に基づく保険会社に対する債務並びに乙のガス利用契約に基づくガス事業者に対する債務のうち、下記のいずれかに該当するものについて乙と連帯して第４条記載の再保証をするものとし、ライフカードに保証債務を履行するものとします。なお、下記に定めた保証範囲のうち対象となる保証債務以外は全て対象外とします。ただし、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者、賃貸人または賃貸人の代理人となる加盟店と甲との間の保証契約書記載の保証の範囲と下記保証の範囲が異なる場合は、保証契約書記載の保証の範囲において保証するものとします。

保証範囲			
取扱対象物件		居住用住宅・事務所 （居住仕様ビルに限る）	店舗・事務所 （オフィス・店舗仕様ビル）
保証期間		明渡し完了まで無制限	滞納６ヶ月分までを限度とする。
水道光熱費		全額保証	対象外
残置物処理費用		全額保証	対象外
明渡し交渉		対象	対象外
明渡し訴訟費用		全額保証	対象外
賃借人が支払うべき費用	賃貸借契約に基づく 早期解約違約金	早期解約違約金は、入居１年未満は賃料の２ヶ月分、入居１年以上２年未満は賃料の１ヶ月分を限度として保証。以外は免責とする。	対象外
	賃貸借契約に基づく 原状回復費用	賃貸人および甲が債務名義を取得できない原状回復費用は免責とする。	対象外
	賃貸借契約に基づく 更新料	全額保証	対象外
家賃会員規約に基づく利用代金		全額保証	対象
電気需給契約に基づく電気料金		全額保証	対象外
保険契約に基づく保険料		全額保証	対象外
ｶﾞｽ利用契約に基づくガス料金		全額保証	対象外

（注１）賃貸人が乙に対して一定期間賃料の支払いを免除した場合(フリーレント)、その期間の賃料は保証対象外とします。

（注２）戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害は免責とします。

（注３）火災、ガス爆発、自殺等賃借人の故意・過失行為によって生じた損害は免責とします。

（注４）賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したときは免責とします。

２．

①賃貸借契約上の賃借人並びに保険契約、電気需給契約、ガス利用契約上の契約者として、乙の氏名が記載されていなかったときは、甲は前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

②表記記載物件（保証対象物件）の入居者（以下、入居者という）に変更が生じたとき、乙が甲に入居者の変更を通知し、それに対して甲の書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

③乙の甲に対する債務の保証人が乙の代表者である場合、その代表者の変更が生じたとき、乙が甲に代表者の変更を通知し、それに対する甲の書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

第３条（あんしん保証料）

１．乙は、入居時および更新時に表記の保証料欄Ａまたは B 記載の保証料を甲に支払うものとします。なお、水道光熱費が毎月ごとに変動する場合は、入居時および更新時に加盟店または賃貸人が定める「みなし水道光熱費（実績）金額」に基づく金額を、月額賃料等に加算した金額に対し、表記の保証料欄Ａまたは B 記載の保証料率を乗じた金額を、乙は甲に支払うことに予め同意します。

２．乙は、乙がライフカードから賃貸保証委託契約を解除され、甲が家賃会員規約に基づく利用代金の債務についてライフカードに代位弁済の履行を行った場合、前項のあんしん保証料とは別に表記のあんしん保証料欄 C 記載の金額、もしくは前条保証内容の請求額に表記のあんしん保証料欄 C 記載の保証料率を乗じた金額を月額あんしん保証料として甲に支払うことに予め同意します。

３．乙は、保証料が税制等の改正および経済情勢等の変動により変更されることに異議申し立てをしません。

４．乙は、甲に対し、賃貸借物件を明け渡すまで、引き続き本条に定める保証料を支払うことに予め同意します。

５．甲は、乙から徴収したあんしん保証料の返金については理由の如何を問わず一切いたしません。

第４条（再保証債務履行による代位弁済）

１．甲は乙が賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務、乙の電気受給契約に基づく小売電気事業者、ガス利用契約に基づくガス事業者に対する債務並びに乙の保険契約に基づく保険会社に対する債務の全部または一部を遅延したため、ライフカードが乙に対して有していた一切の権利が承継されることに異議申し立てをしません。

２．甲は賃貸借契約に基づく債務を弁済した場合は、乙に対して求償権を行使することができるものとします。

第５条（求償権および督促費用）

１．甲が、ライフカードまたは賃貸人、小売電気事業者、ガス事業者、保険会社に再保証債務または保証債務を履行したときは、甲は乙に対し求償金を行使することができ、乙は、甲に対してその保証債務額、保証債務履行に要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年１４．６％の割合による遅延損害金（年３６５日の日割り計算による）を支払うものとします。なお、支払日、支払方法は立替払委託契約に定める期日に従うものとし、遅延損害金の割合等について、乙は甲に対し異議申し立てをしません。

２．甲が前項の保証等の履行を行った場合、乙は甲に対し甲がライフカードに履行した再保証債務をただちに支払うものとします。以降、毎月、甲が賃貸人に履行した保証債務を前期第３条２項のあんしん保証料とあわせて当月末までに甲指定の口座に支払うものとします。

３．乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。

４．乙が甲に対する求償金の支払を怠った場合は、前々項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として５００円（消費税別）を支払うものとします。

第６条（返済金の充当順序）

乙の返済した金額が本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、乙に対する何等の通知なく甲が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても乙は甲に対し異議申し立てをしません。

第７条（保証委託契約の更新）

１．本契約の更新は、本契約の開始日から表記保証委託契約年数毎に行うものとします。

２．甲は、本契約の更新を不相当とする事由が認められた場合には、更新を拒絶することができます。ただし、甲は乙に対し書面にて期間満了日
の１ヶ月前迄に書面にて告知するものとします。

第８条（事前求償権の行使）

乙が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、甲は保証等債務の履行前であっても乙に対して事前に求償権を行使できるものとし、乙は甲に対し異議申し立てをしません。

（１）月額賃料等、電気料金、保険料等の支払いをライフカードに遅滞したとき。

（２）差押、破産、民事再生、会社更生、競売もしくは強制執行の申し立てがあったとき。または清算にはいったとき。

（３） 乙の所在が不明になったとき。

（４） 前各号のほか甲が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたと判断したとき。

第９条（代物弁済予約）

賃貸借契約終了時に、乙の甲に対する未払債務が存在するときは、甲が、本物件に放置された残置物につき、その価格相当額を上記未払債務の弁済に充てることに乙は予め同意し、乙は甲に対し異議申し立てをしません。但し、乙と入居者が異なる場合は、乙は、入居者から代物弁済予約について、同意を取り付けたうえで行うものとします。

第１０条（所有権の放棄）

本物件の明渡しが成立した場合、乙は、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を甲に対し、譲渡することに予め同意します。但し、第９条の代物弁済の対象物は除外します。また、乙と入居者が異なる場合は、乙は、入居者から所有権の放棄について、同意を取り付けたうえで行うものとします。

第１１条（集合物譲渡担保）

乙は、甲が乙に代わり賃貸借契約に基づく債務を弁済した場合に生じる求償債権の担保のため、本物件内に存在している一切の動産の所有権を甲に移転し、占有改定の方法により引き渡すことに乙は予め同意し、乙は甲に対し異議申し立てをしません。但し、乙と入居者が異なる場合は、乙は、入居者から集合物譲渡担保について、同意を取り付けたうえで行うものとします。

第１２条（物件の立ち入り）

甲および賃貸人およびその物件を管理する加盟店は、法令上認められている場合や賃借人の承諾がある場合等の正当な事由がある場合は、賃借人の安否および本物件の利用状況を確認するために本物件の合鍵を借り受け本物件に立ち入ることができます。

第１３条（本契約および賃貸借契約の変更等の届出）

本契約締結後、本契約および賃貸借契約の記載内容に変更が生じたとき、または契約の終了が決定したとき、乙は甲に対しすみやかにその旨およびかかる変更の内容をただちに書面または甲所定の方法で届け出るものとします。変更後届出前に生じた損害について甲は責任を負わないものとします。

第１４条（譲渡担保の承諾）

１．乙は本契約に基づく甲に対する一切の債務を担保するため、賃貸借契約に基づく賃貸人に対する敷金、保証金（その他名称の如何を問わず賃貸借契約の終了に伴い乙に返還される金員、以下「敷金等」という。）等の返還請求権を甲に譲り渡し、甲はこれを譲り受けました。

２．乙は賃貸借契約に基づく敷金等返還請求権につき、甲以外の第三者へ譲渡、質入等の一切の処分を行ってはなりません。

３．本条に従い、甲は賃貸人から敷金等を直接受領し、本契約の債務に充当した後なお残金が存する場合、賃貸人は残金を乙に交付するものとし、乙は充当したことについて異議申し立てをしません。

第１５条（反社会的勢力の排除）

１．乙は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。①暴力団②暴力団員③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等⑥その他前各号に準ずる者。

２．乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。

３．乙に前項、前々項違反の事実があることが判明した場合、甲は乙の賃貸借契約に基づく賃貸人に対する債務および家賃会員規約に基づく乙のライフカードに対する債務について保証する責任を負わないものとします。

第１６条（本物件の明渡し）

乙が以下のいずれかに該当したときは、賃貸借契約を解除し本物件を明け渡さなければなりません。

（１）賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したとき。

（２）暴力団・過激派・テロ組織もしくはこれに類する組織（以下「反社会的集団」という。）に属し、あるいは関係者であ

ることが判明したとき。
（３）本物件、共有部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物を提示または搬入したとしたとき。
（４）反社会的集団に属しあるいは関係者を使用させ、またはこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
（５）乙またはその関係者が本物件、共有部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野または乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
（６）その他、禁制品の保管等の違法行為に本物件を使用したと甲が判断したとき。

第１７条（賃貸借終了時の精算手続き）
賃貸借契約終了時に賃貸人より乙に返還すべき敷金等の金員がある場合において、乙の甲に対する未払債務が存するときは、賃貸人が当該金員を上記未払債務の弁済に充てることを乙は予め同意し、異議申し立てをしません。

第１８条（住民票等の取得同意）
債権保全等の理由で甲が必要と認めた場合、乙は甲が乙の住民票の写し等を取得することに同意し、異議申し立てをしません。

第１９条（特則）
１．甲は法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとします。（１）乙において甲に対する求償金支払債務に滞納が生じたときに、乙に対し電話、訪問、文書の提示、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと。
２．理由の如何を問わず、賃貸借契約が終了した場合、甲は乙の退去手続きに立ち会うことができるものとします。

第２０条（追加措置）
乙は、本契約の目的を達成するために甲が必要または適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を甲から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して甲に交付するものとします。

第２１条（規定外事項）
甲、乙は、誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項や本契約各条の解釈につき疑義が生じたときは、相互に誠意を以って協議解決するものとします。

第２２条（合意管轄裁判所）
甲と乙は、本契約について紛争が生じた場合、大阪簡易裁判所を訴額に関わらず第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。ただし、乙と賃貸人との間の建物明渡し訴訟と併合された場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【連帯保証契約】
あんしん保証株式会社（以下、甲という）と、連帯保証人（以下、丙という）は、甲と乙との前記保証委託契約書（以下、本契約という）に基づく債務に関し、以下のとおり合意します。

第１条（連帯保証）
１．丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般およびそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
２．丙は、乙の連帯保証人として、賃貸人またはライフカードに支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

第２条（合意管轄裁判所）
甲と丙は、本連帯保証契約について紛争が生じた場合、大阪簡易裁判所を、訴額に関わらず第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。ただし、乙と賃貸人との間の建物明渡し訴訟と併合された場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【　お問い合わせ・ご相談窓口　】
本契約及び連帯保証契約（以下、両契約を差し、本契約という）についてのお問い合わせおよびご相談については、下記あんしん保証株式会社にご連絡ください。

〈　本契約についてのお問い合わせ　〉
あんしん保証株式会社　消費者ご相談窓口
〒１４０－０００２ 東京都品川区東品川四丁目１２番４号 品川シーサイドパークタワー９階
電話：０１２０－５６１－４４０　受付時間：９：００～１８：００（土日祝日、当社指定休日は除く）

〈　個人情報の収集・保有・利用・提供に関し同意いただく内容　〉
本契約の申込者（保証委託契約申込法人及び同契約に係る連帯保証人を含む。以下、全員を指し、「申込者」という）は、あんしん保証株式会社（以下、当社という）が、下記記載の各条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第１条（個人情報）
個人情報とは下記記載の各情報をいい、その情報を構成する氏名、住所、電話番号等個人を特定、識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。

① 当社所定の保証委託契約申込書、賃貸保証委託契約書および連帯保証契約書に記載された申込者の商号、会社住所、設立年月日、当期利益、資本金、年商、事業内容、従業員数、決算月、店舗数、氏名、性別、生年月日、現住居状況、居住年数、住所、電話番号、国籍、家族構成、借入状況、同一生計家族人数、住宅ローン支払、家賃支払、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、営業内容、所属部課、役職名、勤続年数、税込年収、連絡可能時間、銀行口座。入居者の氏名、屋号、申込人との関係。申込者の実家住所、実家電話番号。緊急連絡先の氏名、電話番号、申込者との続柄、年齢、住所、連絡可能時間。親権者の氏名、続柄、電話番号、同意確認希望時間。車両所有者の氏名または名称、車両使用者の氏名または名称、初年度登録年月、車台番号、有効期間の満了する日。本契約の申込者が本契約の委託者であることに相違ないことを確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証・健康保険証等に記載された本籍地を含む本人識別情報、賃貸借申込物件の使用目的を確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた登録事項証明等に記載された情報、または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。
② 本契約に関する賃貸借申込物件の住所、物件名、賃料、保険料、電気料金、ガス料金等の契約情報。
③ 本契約の締結後に当社が知りえる賃料、保険料、電気料金、ガス料金に関する支払状況等の取引情報。
④ 当社が知りえた申込者の付属情報並びに特定の個人を識別できる音声録音情報
⑤ 当社が知りえた緊急連絡先等の付属情報。
⑥ 本契約締結後に連絡、通知等を受け知りえた変更情報。
⑦ 申込者の本契約に関する滞納状況。

第２条（個人情報の利用目的について）
申込者は、当社が下記の目的のため第１条の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の個人情報を利用することに同意します。
① 支払能力を調査するため。
② 当社と申込者との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
③ 当社の与信に係る商品およびサービスのご案内のため。
④ 当社内部における市場調査および分析並びにサービスの研究および開発のため。
⑤ 申込者の所在確認および連絡の返答を得るため。
⑥ その他本件賃貸借保証委託契約に基づく一切の債務履行確保のため。

第３条（個人情報の第三者への提供および取得について）
1. 申込者は、当社が下記の範囲で第１条の各条項の個人情報を第三者に提供および第三者から取得することに同意します。
① 申込者は、提供および取得する第三者の範囲を表記管理会社もしくは管理会社指定の仲介業者および本物件の賃貸人、保険会社並びに小売電気事業者、ガス事業者、甲が指定する収納代行会社、賃借人の同居人および緊急連絡先、緊急連絡先の同居家族、親権者、親権者の同居家族とすることに同意します。
② 申込者は、当社が申込者からの申込みに基づく審査結果を表記管理会社もしくは管理会社指定の仲介業者、保険会社並びに小売電気事業者、ガス事業者および本物件の賃貸人または甲が指定する収納代行会社へ通知することに同意します。審査結果は、審査時点のものであり、契約時点で個人情報に著しい情報の変更や虚偽があった場合、本契約が不成立となっても申込者は異議を申しません。なお、申込者は、当社が、審査結果の判定について、一切開示しないことに同意します。
③ 約款の変更
本約款は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。
２．申込者は、前項のほか、当社が下記①、②、③の範囲で個人データを第三者へ提供することにも同意します。なお、申込者が本項に定める第三者提供の停止を希望する場合、当社は遅滞なくこれを停止します。
① 申込者は、提供する第三者の範囲を、アイフル株式会社およびその有価証券報告書に記載されている子会社ならびに公表している提供先（注）とすることに同意します。
② 第三者に提供される情報の内容を、第１条に記載の情報とすることに同意します。
③ 利用する者の利用目的を、第２条に記載の各目的（この場合において、「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます。）のため、並びに、提供する第三者または提供する第三者以外の会社の「会社紹介」「現在または将来取扱う商品およびサービスのご案内」のため、とすることに同意します。
注：「アイフル株式会社の有価証券報告書に記載されている子会社」、「公表している提供先」は、アイフル株式会社のホームページ（http://aiful.jp）で公表しております。

第４条（個人情報の正確性）
当社は、ご提供いただいた個人情報を正確にデータ処理するように努めます。但し、ご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。

第５条（個人情報提供の任意性）
申込者は、本契約の利用目的に限定して必要な個人情報を当社に提供することに同意します。申込者から当社に特定の個人情報を提供いただけない場合、当社が本契約を拒否する場合があることに申込者は同意します。

第６条（本契約の各条項に不同意の場合）
申込者が、本契約の各条項に不同意の場合、申込者は当社が本契約を拒否する場合があることに同意します。

第７条（個人情報の管理）
当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第８条（統計データの利用）
当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。申込者は、当社が当該データにつき何らの制限なく利用することに同意します。

第９条（個人情報保護管理責任者、個人情報取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）
１．管理者名：個人情報保護管理責任者　管理部担当取締役　所属部署：あんしん保証株式会社　管理部
連絡先：０３－６６２７－３４４０
２．個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関し、申込者の申出に従いご本人であることを確認させていただいたうえで対応いたします。申込者の個人情報に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。申込者の個人情報ご相談窓口電話：０１２０－５６１－４４０受付時間：９：００～１８：００（土日祝日、当社指定休日は除く）

以上

※当社の「個人情報の取扱に関する宣言（プライバシーステートメント）」は、当社のホームページにより公表しています。
https://anshin-gs.co.jp/